

新成人のみなさん

国民年金の加入手続きをしましょう

国民年金は、やがて訪れる老後や、生活の安定を損なうような万一の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。

20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

日本国内に住所を有する20歳から60歳までの方は、国民年金（基礎年金）に加入する義務があります。自営業者、学生の方などは第1号被保険者に、サラリーマンや公務員の方は第2号被保険者に、第2号被保険者に扶養されている配偶者は第3号被保険者になります。

国民年金は、老後の所得保障だけではなく、病気やけがで重い障害が残ったり、18歳未満の子を残して父親が亡くなったときにも年金が支給されます。

加入手続きは、第1号被保険者は住民課で、第3号被保険者は配偶者の勤務先などを經由して行います。第2号被保険者は厚生年金保険などの加入手続きに合わせて行いますので、個別の手続きは必要ありません。なお、学生である場合など、

◆問い合わせ
住民課国保年金班
☎(84)1214



収入が少ないために納付ができない場合は、申請により保険料が免除される制度があります。この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納となつていくと、万一のときに障害年金が受け取れないなど思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

後期高齢者医療保険料の口座振替について

年金天引き（特別徴収）
対象の方へ

年金天引きにより、後期高齢者医療保険料を納付されている方は、申し出いただくことにより口座振替への変更ができます。

口座振替により保険料を納付される場合、所得税等の社会保険料控除については、口座名義人の方（被保険者本人または被保険者と生計を一にする配偶者その他の親族に限る）に適用されます。

■手続き

①住民課国保年金班で、納付方法変更申出書を提出してください。

②通帳と届出印を用意し、金融機関で口座振替依頼をしてください。

※申し出から口座振替開始まで3ヶ月かかります。

※口座振替の依頼を金融機関で手続きしただけでは、年金からの天引きは中止されません。※口座振替を希望されない方は、お手続きの必要はありません。

◆問い合わせ

住民課国保年金班
☎(84)1214

納付書払い（普通徴収）
対象の方へ

後期高齢者医療保険料は、原則として年金天引きですが、①年金が年額18万円未満の場合、②後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料を合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合は、年金天引きとならず納付書により納めていただきます。

納め忘れなどがなく、便利な口座振替をご利用ください。

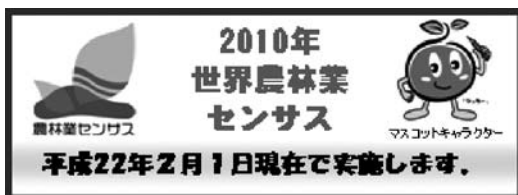
また、国民健康保険税を口座振替により納付されていた方が、75歳となり後期高齢者医療制度に加入した場合は、あらためて口座振替依頼が必要となりますのでご確認ください。

◆問い合わせ

住民課国保年金班
☎(84)1214

2010年 世界農林業センサス

農林水産省では、農林業・山村の実態とその変化を明らかにし、きめ細かな農林行政を推進するための基礎資料を作成・提供することを目的として5年ごとに実施される大切な調査を行います。1月下旬から農林業を営んでいる世帯や法人を対象に調査員が訪問しますので、ご協力をお願いします。



◆問い合わせ
企画財政課企画調整班
☎(84)1218